

◎東京都公安委員会告示第 250 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 21 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和 8 年 11 月 28 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

令和 9 年 1 月 23 日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第 1 条第 2 号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第 4 条に規定する 2 級の検定

4 検定予定人員

60 名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和 8 年 9 月 28 日（月曜日）及び同月 29 日（火曜日）の 2 日間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 申請方法

警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる
申請

(2) 受付期間

ア 警察署に持参

令和 8 年 10 月 7 日（水曜日）から同月 9 日（金曜日）までの 3 日間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申請

令和 8 年 10 月 7 日（水曜日）午前 8 時 30 分から
同月 9 日（金曜日）午後 11 時 59 分まで

(3) 申請先

規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 申請書類

ア 検定申請書 1 通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通

(7) 前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(4) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(5) 検定手数料 16,000 円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線 30312